

わくわく未来CAN震度5以上の地震の場合の行動指針

対象事業部：放課後等デイサービス わくわく未来CAN2／障害児童相談事業 わくわく未来CAN相談事業部

特定非営利活動法人 ワークス わくわく 理事 勝俣恵子

事業所：横浜市瀬谷区東野台2-4 電話：045-303-6161 FAX045-303-6165

「災害時行動指針2021年度版」をお知らせ申し上げます。

大災害時には、「電話など通信機器が使えない」ことを基本に、指針は計画されております。

2019年度版より「横浜市業務継続計画」を根拠とした行動指針に見直しをしております。

【行動指針にかかる事業所の範囲】

瀬谷区東野台2-4および2-12 わくわく未来CAN事業部(放課後等デイ、相談事業)

【行動指針策定の目的】

子どもたちが実際にわくわく未来CAN2を利用している時間帯に「震度5以上」の地震が発生したことを想定して指針を策定します。

連絡の混乱を防ぎ、子どもたちの安全を守ることを目的とします。

- ① 指示命令系統を明確にし、判断の遅れによる二次災害のリスク(犠牲者・殉職者)を減ずるため
- ② 未来CAN職員が「現場判断による行動」をすることを保護者にご理解いただくため
- ③ 優先順位に従った速やかな事業再開によって、保護者の緊急的な業務再開をサポートするため。未来CAN職員が現場判断による行動ができるため
- ④ 一刻でも早く保護者の元に子どもたちが安全に保護されるため

【適用】

地震発生直後から、即時全家庭適用します。この場合、例外規定はありません。

さらに、72時間後の業務再開をめざして以下の指針を制定します。

☆学校・ご勤務先にも、本行動指針を必要に応じてご提出し、ご理解頂いて下さい。

☆／災害対策を講じ、72時間以内に本業務が再開できることが、行動指針策定の目的です。

【地震発生から、72時間後の事業再開のめやす】

事業再開は、「学校の通学が再開された」ことを判断基準とします。状況に応じて送迎・ご利用時間などは、状況に応じて変わることをご理解ください。

公共交通機関が正常に戻るまで、送迎は対応しません。保護者の対応をお願いいたします。

事業再開後も、状況に応じて事業の運営に変更があることをご理解ください。

根拠法令は、H29年度改訂 横浜市事業継続計画～地震編～ P15 2.5.2 をご確認ください。

震度5以上の地震発生が確認された時点で、すべて現場判断の行動に切り替えます。

地震発生【BCP 発動】	すべての業務を中止（送迎、放課後等デイ活動、相談事業）します
5分以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体活動の場合＝勝俣の指示命令系統に全職員および子どもたちが入ります 室内活動＝①全員、ウッドデッキに集合 ②大きな揺れが収まり次第、点呼 ・ 送迎を含む「分散活動」は、職員が現場実態に応じた安全確保と判断をしたうえで行動します。 ・ 情報は、FMよこはま に従います。（ラジオ情報）
10分以内	避難開始：①個人の荷物は、 水筒と靴だけ 持ち出します。 ②靴を履いて、東側の駐車場へ移動します。 ☆命を守ることが最優先です。そのため、荷物の保全是免責とします。
30分経過以降	カレンダーのうら紙に大きく避難先を書いて退逃します。 地域の防災拠点（二ツ橋小学校）へ移動予定。 ☆建物や周囲の状況に応じて避難先は変わる可能性があります。
30分以降～	<p style="text-align: center;"><u>お迎えをお願いします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>送迎は一切行いません。</u></p> <p style="text-align: center;">（送迎中の場合は、現場判断で対応します）</p> <p style="text-align: center;"><u>救命が必要な状態（意識なし）になっている場合に限り、救急要請を行います。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この場合のみ、震災直後から保護者と連絡を取り続けます。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>登録台帳には、必ず連絡の取れる電話番号をお願いします。</u></p>
5時間以内	東野台2-4へ、必ずお引き取りにお越しください。 避難場所は、目立つ場所に貼りだしています。 ☆6時間経過し、24時間以内にお引き取りがない場合、保護者行方不明として警察へ届け出ます。
72時間経過後 【事業再開】 横浜市のライフラインおよび通信の復旧に3日と想定していることを根拠とします。	業務再開＝以下の優先順位の方のみ、利用開始します。 2回分のくすり、水を入れた水筒2本、着替え2組 をご持参ください。 優先順位1. 両親とも <u>常勤の公務員／救急指定病院勤務の家庭</u> かつ <u>非常招集が実際に発生した家庭</u> 優先順位2. <u>両親とも 勤務先からの緊急招集が実際に発生した家庭</u> 優先順位3. <u>ごきょうだい・ご家族に緊急的医療対応・死亡が発生した家庭</u> ☆通常の事業再開＝「学校が再開」「公共の交通機関が機能」がめやすとなります。 ★なお、社会全体の復旧状況により前後されることをご承知おきください。

新規策定	2011. 4	改訂	2017. 3. 30
	改訂	2012. 3	改訂
	改訂	2013. 3	改訂
	改訂	2014. 3	改訂
	改訂	2015. 3. 27	改訂
	改訂	2016. 3. 31	
		改訂	2018. 3. 8
		改訂	2019. 3. 4
		改訂	2020. 3. 30
		改訂	2021. 3. 29